



**農業の多面的機能の維持・発揮のための
地域活動や営農活動に対して支援します**



平成27年度から**法律に基づく制度**になります！

日本型直接支払制度

多面的機能支払(地域の共同活動を支援)

- | | |
|--|---|
| ① 水路の泥上げ、農道の路面維持など
(都府県の田の場合。以下同じ) | 
<u>3, 000円/10a</u> |
| ② 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動 | <u>2, 400円/10a</u> |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | <u>4, 400円/10a</u> |
| (①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大 <u>9, 200円/10a</u>) | |

中山間地域等直接支払(条件不利地の農用地)

農業生産活動を継続する活動
(急傾斜地の田の場合)


21, 000円/10a

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う次の営農活動

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 緑肥の作付け | <u>8, 000円/10a</u> |
| ② 堆肥の施用 | <u>4, 400円/10a</u> 等 |



※ 交付単価は、地目(田、畑、草地)、傾斜、活動内容等によって異なります。
※ 詳しい内容は、裏面の問合せ先に照会頂くか、ホームページをご覧ください。

農林水産省

交付単価

(国と地方公共団体の合計額)

多面的機能支払

(単位：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1、2 (共同活動)	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化※3)	①、②及び③ に取り組む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：これまでの農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。
※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。
※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。
※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10a が上乘せられる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10a となる。
※5：畑には樹園地を含む。

中山間地域等直接支払

(単位：円/10a)

田		畑		草地			採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15° 以上)	緩傾斜 (8° 以上)	急傾斜 (15° 以上)	緩傾斜 (8° 以上)	草地比率の高い草地 (寒冷地)	急傾斜 (15° 以上)	緩傾斜 (8° 以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

環境保全型農業直接支払

(単位：円/10a)

	対象取組	交付単価
全国共通取組	緑肥の作付け	8,000
	堆肥の施用	4,400
	有機農業（うちそば等雑穀・飼料作物）	8,000（3,000）
地域特認取組	対象取組は、承認を受けた都道府県により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。	3,000～8,000

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
農林水産省 日本型直接支払について
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html>

- 【お問い合わせ先】
農林水産省 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
○多面的機能支払
農村振興局 農地資源課 農地・水保全管理室 （直通）03-6744-2197
○中山間地域等直接支払
農村振興局 中山間地域振興課 （直通）03-6744-2081
○環境保全型農業直接支払
生産局 農業環境対策課 （直通）03-6744-0499